

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和5年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持する。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力、予防接種の公告 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・接種実施後に、接種者からの申請に基づき、予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	保健福祉総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル 2. 臨時予防接種の予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第10項及び予防接種法第19条第6号(委託先への提供) 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第16号、別表第2の16の2、16の3、17、18及び19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条及び第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 総務部 総務課 TEL:0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-0021 山口県岩国市室の木町三丁目1番11号 岩国市 健康医療部 健康推進課 TEL:0827-24-3751

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第10項、予防接種法及び岩国市個人番号の利用に関する条例(仮称 平成27年度制定予定)	番号法第9条第1項、別表第一第10項、予防接種法及び岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第38号)	事後	規定制定による変更
平成29年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 佐上和子	健康推進課長 西川美智江	事後	
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年3月30日	評価書名	定期予防接種及び任意予防接種に関する事務基礎項目評価書	定期予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	利用事務の見直しによる変更
平成30年3月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	岩国市は、定期予防接種及び任意予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岩国市は、定期予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	利用事務の見直しによる変更
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	定期予防接種及び任意予防接種に関する事務	定期予防接種に関する事務	事後	利用事務の見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第10項、予防 接種法及び岩国市行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第 38号)	番号法第9条第1項、別表第一第10項及び予防 接種法	事後	利用事務の見直しによる変更
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第14条、別表第2の17、 18、19及び番号法別表第2の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令第13条並びに番号 条例	番号法第19条第7号、第14条、別表第2の17、 18、19及び番号法別表第2の主務省令で定め る事務及び情報を定める命令第13条	事後	利用事務の見直しによる変更
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
平成31年3月29日	I -5-②所属長の役職名	健康推進課長 西川美智江	健康推進課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	IV リスク対策		IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第14号、別表第2の17、 18、19及び番号法別表第2の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令第13条	番号法第19条第7号、別表第2の17、18、19項 及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和2年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2の17、18、19項 及び行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条		事後	法改正による変更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2の16の2、16の3、17、18、19項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3、17、18、19項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年11月29日	評価書名	定期予防接種に関する事務 基礎項目評価書	予防接種に関する事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）
令和3年11月29日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	岩国市は、定期予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岩国市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）
令和3年11月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①	定期予防接種に関する事務	予防接種に関する事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持する。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力、予防接種の公告 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・接種実施後に、接種者からの申請に基づき、予防接種証明書の交付を行う。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	2. 特定個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル	<p>1. 予防接種情報ファイル 2. 臨時予防接種の予防接種情報ファイル</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)
令和3年11月29日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一第10項及び予防接種法	番号法第9条第1項 別表第1第10項及び予防接種法 第19条第6号(委託先への提供) 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3、17、18、19項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第8号、第16号、別表第2の16の2、16の3、17、18及び19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条及び第13条の2	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）
令和3年11月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和3年4月1日時点	10万人以上30万人未満 令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）
令和3年11月29日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岩国市 健康福祉部 健康推進課	岩国市 健康医療部 健康推進課	事後	組織見直しによる変更